

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する 政令(案)について

1. 背景

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「法」という。)第2条第5項の規定により、温室効果ガスの総排出量の算定に当たっては、同法施行令(以下「施行令」という。)第3条の算定方法を用いることとされている。

現在、この総排出量の算定は、

毎年UNFCCC事務局に報告する我が国全体の温室効果ガスの排出量(インベントリ)を算定する場合(法第13条)

政府及び地方公共団体が自らの事務及び事業からの温室効果ガス排出量を算定する場合(法第7条第2項第3号八、第8条第3項)

などの用途に使用されることになっている。

しかしながら、本年5月の法改正により、上記の我が国全体の温室効果ガスの排出量(インベントリ)については、施行令の算定方法ではなく、IPCCガイドラインに基づき算定することとされ、この結果、施行令第3条の算定方法を用いるのは、主に上記の場合に限られることになった。

このため、施行令を一部改正し、当該算定方法について算定区分等の見直しを行うこととする。また、併せて、算定に用いる排出係数についても施行令において定めることとする。

2. 温室効果ガスの総排出量の算定区分の一部削除(別表参照)

法改正後は、我が国全体の排出量を算定することを前提とした詳細多岐にわたる現行の算定区分は実態に合わず、法の委任範囲を超えたものとなる。

このため、第3条の算定区分について、政府及び地方公共団体の事務・事業を中心に、排出量の算定に用いる可能性のある項目に限定し、その他の項目については明示しないこととする。

3. 温室効果ガスの総排出量の算定区分の追加・改正(別表参照)

現行施行令は、平成11年4月に制定されているが、それ以降に作成したインベントリでは、新たに得られた科学的知見や統計データ等に基づき、一部算定区分の追加を行っている。このため、今般、施行令の改正にあたっては、インベントリとの整合を図るため、インベントリに追加された区分のうち、政府及び地方公共団体において活動実績のあるものについては、新たに追加することとする。

4．計算式の一部変更（燃料の燃焼に伴うCO₂の排出量に関する算定方法）

現行の算定方法においては、燃料の使用に係る排出量について、
（燃料使用量）×（排出係数〔質量・容量ベース〕）……（式1）
により算定することとしている。

一方、インベントリにおいては、国際的なガイドラインであるIPCCガイドラインに基づき、

（燃料使用量）×（単位発熱量）×（炭素排出係数〔発熱量ベース〕）×44/12
……（式2）

によって算定しているが、これは、同じ燃料種の場合、発熱量あたりの炭素（二酸化炭素）排出量が比較的安定しているのに対し、固有単位あたりの発熱量にはばらつきがあることを考慮するためである。

現行施行令の算定方法の場合、同じ燃料種でも、単位発熱量の大きいものに転換し、固有単位で燃料使用量を減少させることにより、得られるエネルギーを変化させずに実際には同量の二酸化炭素を排出するにもかかわらず、計算上二酸化炭素排出量を少なく見積もることが可能であり、適正な排出量の把握が出来ない恐れがある。

このため、施行令の算定方法についても、IPCCガイドラインに準拠した（式2）を採用することとする。

5．排出係数の固定化

現在、排出係数については、施行令第3条第1項各号の規定により、毎年度、別に政令で定めることとされているが、これは、排出係数は最新の知見等に基づき過去に遡って変わることがあり、我が国全体の総排出量（インベントリ）では、過去の排出量の再計算が求められているため、年度毎の排出係数を残す必要があるためである。

しかしながら、今回の法改正により我が国全体の総排出量が施行令第3条の算定方法の対象から外れ、また、政府及び地方公共団体の事務・事業からの排出量については過去の排出量の再計算は求められていないことから、毎年度、年度別の排出係数を定める必要はないと思われる。

このため、排出係数については、固定化した上で、必要に応じて改正することとし、さらに別政令ではなく、施行令において定めることとする。

なお、今回の改正においては、本年提出したインベントリで使用した排出係数（及び標準発熱量）を係数として定めることとする。

6．バスケットクローズについて

今回、算定区分について、政府及び地方自治体において活動実績のあるものに限定し、その他の活動区分については削除することとしているが、今後、削除した区分について何らかの理由で活動が生じた場合に、当該活動に伴う排出量を把握する必要がある。また、算定方法が定められている活動区分についても、実測その他適切な方法によって、算定方法による推計よりも正確な排出量を把握できる場合も考えられる。

このため、各温室効果ガスの物質の区分ごとにバスケットクローズとなる規定を置き、実測その他適切な方法によっても排出量を把握できることとする。

なお、実測その他適切な方法の具体的な内容については、マニュアル等により示すこととする。